

第76回県民スポーツ大会実施要項総則

1 目的

第76回県民スポーツ大会は、鹿児島市を中心として開催し、県民の誰もが健康増進と体力の向上を図り、併せて、地域スポーツの振興に寄与するとともに、本県競技力の向上に努め、県民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 主 催

鹿児島県、鹿児島県教育委員会、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会

3 後 援

会場市町、会場市町教育委員会

4 主 管

鹿児島県各競技団体

5 実施競技

実施競技は、下表の44競技とする。

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、バレー、バスケットボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、剣道、ラグビーフットボール、統剣道、ゲートボール、全空連空手道、ボウリング、グラウンドゴルフ、ボクシング、カヌー、ゴルフ、レスリング、フェンシング、山岳・スポーツクライミング、クレー射撃、体操、ホッケー、セーリング、ウェイトリフティング、馬術、ライフル射撃、ローラー、空手道、アーチェリー、なぎなた、自転車、少林寺拳法、武術太極拳、ダンススポーツ、ドッジボール

6 期日・会場

(1) 本大会

ア 総合開会式 令和6年9月14日（土）午前9時から午前10時まで
県総合体育センター体育館（調整）
イ 競 技 令和6年9月14日（土）・15日（日）・16日（月）
令和6年9月21日（土）・22日（日）・23日（月）
令和6年10月19日（土）・20日（日）
令和6年11月17日（日）

(2) 地区大会

令和6年5月～8月にかけて、各地区で実施する。

7 競技方法

競技方法は、当該競技の実施要項によって実施する。

8 参加方法

参加は、各地区体育・スポーツ協会1チームとする。

なお、合併した地区体育・スポーツ協会については2チーム以内の参加とし、個人競技も同様の扱いとする。

ただし、2チーム参加する場合は、旧地区を原則とする。

9 参加者

県内に居住し、各地区を代表する者とする。

10 参加資格

- (1) 参加者は、原則として大会開催年の5月末日から、大会参加時まで引き続き当該地区に居住又は勤務していなければならない。
(2) 参加者の所属の優先順位は、原則として下表のとおりとする。

優先順位		所属の優先順位		
種別	成年	1位	2位	3位
		居住地	勤務地	
		勤務地	居住地	
大学生		卒業中学校又は卒業高等学校所在地	居住地	
少年		卒業中学校所在地	居住地	学校所在地

- (3) 大学生は、県内大学在学生とする。
(4) 参加者は、大会開催年の4月1日現在において、成年種別は18歳以上、少年種別は15歳以上18歳未満とする。ただし、高校生は少年種別で出場する。高専、各種学校生の18歳以上は成年種別、15歳以上18歳未満は少年種別で出場する。
(5) 参加者は、他地区大会（予選会含む）においては、重複登録はできない。
(6) 上記のほか、各競技別の参加資格については各競技実施要項による。

11 表彰

- (1) 団体競技種別の優勝チームに賞状・優勝盾を授与し、2位・3位に賞状を授与する。
(2) 個人種目・個人戦の優勝、2位・3位に賞状を授与する。

12 参加料

参加料は徴収しない。

13 参加申込

- (1) 正式競技・公開競技とともに各地区体育・スポーツ協会連絡協議会を通じて県スポーツ協会宛てへ期日までに申し込むこと。地区体育・スポーツ協会連絡協議会会長印は不要とする。
ただし、競技によって競技別実施要項に申込先が別に示された場合は、指示された申込先に申し込むこと。
(2) 地区体育・スポーツ協会連絡協議会は、別途「第76回県民スポーツ大会参加申込完了報告」へ会長印を捺印し、県スポーツ協会へ提出すること。
(3) 申込締切日は、令和6年8月1日（木）正午必着とする。持参でも可。
締切後のメンバー変更は認めるが、競技の追加申込は認めない。
(4) 参加の申込様式は、当該競技別実施要項に示された以外は、別記様式（規格A4）による。
(5) 参加申込書の送付先 〒890-0062 鹿児島市与次郎1-4-20 県スポーツ協会内
県民スポーツ大会会長宛て

14 地区体育・スポーツ協会役員団

各地区体育・スポーツ協会の役員は、団長1人、副団長若干人、総監督1人、総務若干人とし、その他顧問若干人を加えることができる。

15 その他の

- (1) 本大会に参加する監督・選手は、スポーツ安全保険等に加入し、不慮の事故に備えること。
(2) 本大会で発生した傷病については、応急処置程度とする。
(3) 競技の組合せは、令和6年8月2日（金）午後1時30分から主催者及び地区体育・スポーツ協会代表と主管の競技団体で抽選して決定する。
(4) 年齢の算定基準は、令和6年4月1日とする。